2　在留カードの交換を希望して在留カードの交付を受ける場合に納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第七条第七号関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百六十二号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第二項及び第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「株式会社日本政策金融公庫」の下に「、原子力損害賠償支援機構」を加える。

別表第一の六の項を削り、同表の七の項を同表の六の項とし、同表の八の項から十三の項までを一項ずつ繰り上げ、同表備考第七号を削り、同表備考第八号中「前三号」を「前二号」に、「、五の項第一欄又は六の項第一欄」を「又は五の項第一欄」に改め、同号を同表備考第七号とし、同表備考第九号中「十一の項」を「十の項」に改め、同号を同表備考第八号とする。

別表第二の二の項中「動向」の下に「及び地域別、事業所の形態別等の物価」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫

内閣総理大臣　野田　佳彦

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部を改正する政令

御　名　御　璽

平成二十四年六月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百六十三号

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十四条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「前三条」を「第四条から第六条まで」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（手数料の額）

第七条　法第十四条第五項の規定により納付しなければならない特別永住者証明書の交付についての手数料の額は、千三百円とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　滝　実

内閣総理大臣　野田　佳彦

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

御　名　御　璽

平成二十四年六月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百六十四号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの地域を定める政令本則を改め、本則を第一条とし、同条に見出しを付し、同条の次に七条を加える改正規定中第七条に係る部分を次のように改める。

（手数料の額）

第七条　法第六十七条から第六十八条までの規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可又は交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　在留資格の変更の許可　四千円

二　在留期間の更新の許可　四千円

三　永住許可　八千円

四　再入国（数次再入国を除く。）の許可　三千円

五　数次再入国の許可　六千円

六　就労資格証明書の交付　九百円

七　在留カードの交付　千三百円

八　難民旅行証明書の交付　五千円

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条を附則第四条とする。

附則第二条の前の見出しを削り、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の見出し及び一条を加える。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日前にされた出入国管理及び難民認定法第十九条の二第一項の申請に基づく就労資格証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　滝　実

内閣総理大臣　野田　佳彦